

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美里町は熊本地震の影響がいまだに残る中、復旧・復興が懸命に行われ、復興特需を背景に一部では上向きに転じているが、全体的には経営の落ち込みから回復に至っておらず、さらには人手不足、経営者の高齢化や後継者不足で廃業増加が加速され、経済環境は大変厳しいものがある。

各産業別の就業者数についてみると、第1次産業は1985年（昭和60年）以降一貫して減少しており、第2次産業は1990年（平成2年）をピークに減少に転じ、第3次産業は1985年（昭和60年）以降増加傾向で推移している。割合的にも2010年（平成22年）では、就業者の半分以上が第3次産業に就業している。

美里町の総人口は1947年（昭和22年）をピークに減少を続け、昭和22年（1947年）から平成22年（2010年）までの63年間で、総人口が5割以上（53.2%）減少し、現在2021年（令和3年）に9,537人の総人口は、2040年（令和22年）には5,730人、2060年（令和42年）には3,021人まで減少すると推測されている。

このような中、地域経済の安定には、中小企業や・小規模事業者等の一刻も早い回復が不可欠であり、町の復興のためには地域の商工業を従前の状況以上に活性化させ、賑わいを創出するため、被災を受けた事業者の安定経営を支援するために金融機関や商工会と連携し、事業用融資に伴う利子補給を行うことにより、復興と経営力強化のための資金繰り及び事業拡充意欲を促し地域経済の復興を図っている。

しかし、特に小規模事業者の経営者の高齢化が進み、後継者不足が課題となっている現状において、生産性の抜本的な向上により、担い手の確保に努め、残された事業者の存続と将来に向けた新たな産業の育成が喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

美里町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が美里町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

美里町の産業は、広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は、美里町全域とする。

(2) 対象業種・事業

美里町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が美里町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画により対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産力が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。